

施設訪問事業に関するよくあるご質問 Q&A

4. 事前書類について

Q. 事前書類の様式はどうすれば入手できますか？

A. 「奈良県障害者総合支援センター」のホームページからダウンロードできます。

※<http://www.nara-sfj.or.jp/> の「子ども地域支援事業」のページ

各施設に送付している書類の該当頁をコピーして使用していただくこともできます。

Q. 事前書類は何が必要ですか？

A. 「個人記録」と「チェックリスト」の2種類です。

「チェックリスト」は就学前と就学後がありますので、年齢に合わせて選択をお願いいたします。

また、「チェックリスト」は作業療法士と公認心理師でも異なりますので、お申しいただいた職種の様式をご利用ください。

Q. 事前書類の提出方法は？

A. メールもしくは郵送をお願いいたします。

メールの場合は、個人情報保護の為、パスワード設定をお願いいたします。

Q. 事前書類は直接持って行っても良いですか？

A. 持参可能です。奈良県総合リハビリテーションセンターのリハビリテーション科受付までご持参をお願いいたします。なお、個人情報保護の為、ご持参される場合は必ず封緘し、表書きに「施設訪問事業 事前書類在中」と記載をお願いいたします。

Q. いつまでに提出すればいいですか？

A. 訪問予定日の2週間前までにお願いいたします。

Q. (2回訪問の場合)2回目も事前書類は必要ですか？

A. 新規のお子さんがいらっしゃる場合は、そのお子さんの「個人記録」と「チェックリスト」を提出をお願いいたします。1回目と同じお子さんの場合は、「個人記録」のみを提出をお願いいたします。